入　　札　　説　　明　　書

令和３年札幌市告示第6647号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日

令和３年12月３日

２　契約担当部局

〒060-0002　　札幌市中央区北２条西２丁目　ＳＴＶ北２条ビル３階

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課教育推進係　電話011-211-3851　FAX011-211-3852

３　入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

札幌市教育センター研修用コンピュータシステム賃貸借　１式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和４年３月１日から令和８年12月31日までとする。

(4) 入札書の記載方法

賃貸借に要する一切の経費を含んだ月額（１月当たりの賃料）で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 平成31～令和３年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

５　入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記２に同じ。

(2) 入札の日時及び場所

令和３年 12 月 20 日（月）　午前 11 時 00 分

札幌市中央区北２条西２丁目　ＳＴＶ北２条ビル３階

札幌市教育委員会入札室

(3) 開札

ア　開札は、入札後直ちに上記(2)の場所において、入札者又はその代理人がいる場合は立ち会いのもと行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

(4) 入札書の提出方法

別紙の入札書を使用し、上記(2)の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、事前に持参又は送付により提出すること。

なお、事前に持参又は送付する場合は以下に留意すること。

ア　入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和３年12月20日（月）午前11時00分開札「札幌市教育センター研修用コンピュータシステム賃貸借」の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに令和３年12月17日（金）午後4時00分までに提出しなければならない。

イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和３年12月20日（月）午前11時00分開札「札幌市教育センター研修用コンピュータシステム賃貸借」の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに令令和３年12月17日（金）午後4時00分（必着）までに提出しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第１１条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8)　調達案件の仕様等に係る質問及び回答

ア　提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。面談や電話による質問は受け付けない。

イ　提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、告示日から令和３年12月14日（火）午後4時00分までに提出すること。

ウ　回答

令和３年12月15日（水）以降、上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

６　その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提出しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア　札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

イ　落札者候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア　一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙「契約書（案）」のとおり